（統括入国警備官）

第二十六条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括入国警備官百二十六人以内を置く。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○法務省令第二十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

法務大臣　古川　禎久

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（本省及び各外局別の定員）

第一条　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四七、一〇八人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六三人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	六、一八一人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、七四〇人	
合計	五五、〇三三人	

改正前

（本省及び各外局別の定員）

第一条　［同上］

区分	定員	備考
本省	四七、〇八四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八五九人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	六、〇二〇人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、六九七人	
合計	五四、八〇五人	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	令和四年十二月三十一日までの間	四七、一一五人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八七〇人は、検察庁の職員の定員とする。